

(仮称) 串本町立串本統合小学校基本設計・実施設計業務委託

簡易公募型プロポーザル実施要領



最南端のまちからロケット最先端のまちへ

串本町

1 実施方針

本町は急速な少子化、施設の老朽化に加え、南海トラフ地震の津波被害が想定されることから、喫緊の課題として串本小学校と橋杭小学校の2校を統合し、高台へ移転することを決定しました。

統合後も小規模校となる地域の実情を踏まえ、教育課題の解決方法と施設のあり方を町民や行政と共に考えることができる、柔軟かつ高度な発想力、設計能力及び豊富な経験を有する設計者を選定することを目的として、簡易公募型プロポーザルを実施します。

同時に、文部科学省が公募する「新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業」（以下「先導事業」）に応募しています。本事業に取り組むにあたり、「これからの教育とその活動を生み出す施設環境」「まちづくりに一体的・連続的につながる学校づくり」「南海トラフ地震等の激甚化が想定される自然災害などに備えるまちづくり・施設づくり」「海と森に囲まれた串本町で建築をつくること、まちをつくること」という4つのテーマを掲げています。（各テーマの詳細は「資料2 新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業 串本町応募書類（抜粋）」を参照してください）

組織する「学校づくり協議会（以下「協議会」）」は、先導的開発事業の検討母体であるとともに、設計内容等を検討する場ともなります。協議会には、学校教育、学校建築、防災まちづくりの専門家が参画し、行政、学校関係者、保護者、地域に加えて、選定される設計者と先導的開発事業の協力者も加わります。検討テーマは、統合小学校のあり方をはじめ、今後の町内小中学校の改築・改修の指針、串本町の教育活動や学校を核としたまちづくり等、町全体の未来像に及びます。

設計者には、協議会で示される意見や要望を具体的な施設計画及び設計図書に反映する柔軟さや真摯さ、これからの地域と学校に対する意欲的な提案を求めます。

2 業務の概要

(1) 業務名

(仮称) 串本町立串本統合小学校基本設計・実施設計業務 (以下、本業務)

(2) 選考方式

簡易公募型プロポーザル方式

(3) 業務範囲

ア 基本設計図書一式

イ 実施設計図書一式

ウ 設計にかかわる各種申請業務

エ 内訳書及び積算資料一式

オ 協議会への参加及び資料等の作成

カ 本業務に関する各種打合せ、説明会、会議等の支援

キ 敷地測量業務、地質調査業務

ク その他、本業務に必要な事項

※詳細は設計仕様書を確認してください

(4) 業務委託料

設計費予算額 198,011,000 円 (各種申請手数料は含みません)

令和4年度	基本設計費	38,011,000 円
-------	-------	--------------

	測量・地質調査費	50,000,000 円
--	----------	--------------

令和5年度	実施設計費	110,000,000 円
-------	-------	---------------

(5) 履行期間

契約締結日から令和6年3月15日(金)

(6) 発注者

串本町長 田嶋 勝正

(7) 事務局

串本町教育課 担当 (北山・田邊)

〒649-3592 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台 690 番地 5

TEL : 0735-67-7260、FAX : 0735-67-7326

E-mail : kitayama.d@town.kushimoto.lg.jp、tanabe@town.kushimoto.lg.jp

3 事業の概要

(1) 計画施設

- ア 名称：(仮称) 串本町立串本統合小学校
- イ 用途：小学校、学童保育施設
- ウ 規模：延床面積 5,200 m²以内（校舎、屋内運動場、学童保育施設を含む）
- エ 計画学級数：普通学級 6、特別支援学級 3

(2) 建設予定地

- ア 場所：和歌山県東牟婁郡串本町串本・^{くじのかわ}鬮野川 地内
- イ 敷地面積：約 25,000 m²
- ウ 法規制等：非線引き都市計画区域（法 22 条）
 - 道路斜線規制 1.5
 - 隣地斜線規制 2.5
- エ 建ぺい率：70%
- オ 容積率：200%（鬮野川）300%（串本）

(3) 事業スケジュール（予定）

- 設計着手：令和 4 年 8 月（契約締結後）
- 基本設計完了：令和 5 年 3 月
- 実施設計完了：令和 6 年 3 月
- 建設工事完了：令和 7 年 1 2 月
- 開校：令和 8 年 4 月

(4) その他

上記は現時点の予定で、協議会、議会等の検討により変更になる場合があります。

4 プロポーザルの概要

(1) 主要スケジュール

実施要領等の公表	令和4年6月 1日(水)
現地説明会	令和4年6月 8日(水)
第一次質問書(①)の提出期限	令和4年6月10日(金) 正午
第一次質問回答結果の公表	令和4年6月14日(火)
参加表明提出書類(②)の提出期限	令和4年6月17日(金) 必着
提案資格確認結果の通知	令和4年6月21日(火)
第二次質問書(①)の提出期限	令和4年6月23日(木) 正午
第二次質問回答結果の公表	令和4年6月27日(月)
技術提案提出書類(③)の提出期限	令和4年7月14日(木) 必着
第一次審査(書類)	令和4年7月22日(金)
第二次審査参加要請の通知	令和4年7月25日(月)
第二次審査(プレゼンテーション)	令和4年8月 2日(火)
第二次審査結果の通知	令和4年8月 4日(木)
審査講評の公表	令和4年8月中旬

尚、日程に変更等がある場合は申本町ホームページに掲載します

(2) 現地説明会

計画敷地及び本業務の理解を深めるために、現地説明会を開催します。なお、本説明会の出席は書類選考や審査における評価の対象とはなりません。

- ア 開催日 : 令和4年6月8日(水)
- イ 対象 : 計画敷地
- ウ 集合場所 : 申本町役場
- エ 集合時間 : 14時
- オ 参加人数 : 応募者ごとに2名以内
- カ 申込み : 現地説明会参加希望書(様式13号)に必要事項を記入し、令和4年6月6日(月)正午までに、事務局へ電子メールを送付して下さい。
- キ 注意事項 : 現場説明会当日に質疑はできません。
当日参加しない応募者が別の日に現地を確認することはできません。

(3) 提出書類

①質問書

質問書は必要な応募者のみ提出してください。質問内容及び回答は全応募者に同様の

ものを回答します。

ア 提出書類：様式14号

記入欄が足りない場合は、適宜記入欄を追加して作成してください。

イ 提出方法：電子メールのみとします。メールの表題に本プロポーザル及び応募者名がわかるように記載してください。添付ファイルはMicrosoftExcel形式及びPDF形式としてください。メール受信後、事務局より受信確認メールを送信します。電話、郵送、ファックス等での質問は受け付けません。

ウ 提出期限：第一次 令和4年6月10日（金）正午

第二次 令和4年6月23日（木）正午

エ 提出先：事務局

オ 回答期限：第一次 令和4年6月14日（火）

第二次 令和4年6月27日（月）

カ 回答方法：串本町ホームページで公開します。

キ 注意事項：技術提案書の内容、審査に関わる内容については回答できません。

質問の提出は原則第一次、第二次に各者1回ずつとします。

事務局が必要と判断した場合は期限より前に回答します。

②参加表明提出書類

参加表明書は、応募資格に適合するかどうかを事務局が判断するために使用し、一次審査及び二次審査の評価には反映しません。

ア 提出書類：様式1～4号

イ 提出方法：郵送とします。配達記録が残る方法で郵送してください。

ウ 提出期限：令和4年6月17日（金）必着

エ 提出先：事務局

オ 結果通知：令和4年6月21日（火）

電子メールで結果を通知します。

③技術提案提出書類

ア 提案を求める事項

技術提案書は、下記について提案してください。また、提案にあたっては「資料1 計画概要書」及び「資料2 新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業 串本町応募書類（抜粋）」を参考にし、必要に応じて図表等を使って表現してください。なお、詳細な図面を求めるものではありません。

○業務の実施方針

- ・提案チームの特長と業務の進め方について
- ・事業スケジュールと建設コストのマネジメントについて

○4つのテーマを総合的にとらえた配置計画・建築計画について

- ・テーマ1 これからの学びを生み出す教育環境
- ・テーマ2 まちと学びをつなぐ学校施設
- ・テーマ3 様々な災害に備えるレジリエントな学校施設
- ・テーマ4 地域材の活用方法

イ 提出書類：様式5～11号

ウ 提出方法：郵送とします。配達記録が残る方法で郵送してください。

エ 提出期限：令和4年7月14日（木）必着

オ 提出先：事務局

カ 注意事項：技術提案書には「提案資格確認結果通知書」に記載する登録番号を記載してください。

提出者が特定できる記述及びロゴ等は記載しないでください。

キ 結果通知：電子メールで結果を通知します。

(4) その他

- ・提案者は、発注者の了解なく提出書類等を公表、使用できません。
- ・提出書類等は提案者に返却しません。
- ・詳細については「(仮称) 串本町立串本統合小学校基本設計・実施設計業務委託 簡易公募型プロポーザル 様式集」を確認してください。

5 審査方法

本プロポーザルは二段階の選考審査を行います。技術提案書等による一次審査とヒアリングによる二次審査を行い、最優秀者と優秀者（次点）を決定します。

(1) 審査体制

(仮称) 串本町立串本統合小学校設計プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」）において審査を行います。審査委員は審査講評公表時に公開します。

(2) 第一次審査

ア 開催日時：令和4年7月22日（金）

イ 審査場所：串本町役場

ウ 審査方法：(3) 一次審査の評価基準に基づいて総合的に評価し、5者程度を第二次審査対象者として選定します。

エ 結果通知：第一次審査結果決定後速やかに「一次審査結果通知」及び「第二次審査にかかわる説明書」を電子メールで通知します。

(3) 一次審査の評価基準

以下の観点を参考に審査を行います。

評価項目	評価の観点
業務実績	○管理技術者の業務実績 ○主任技術者（総合）の業務実績 ※構造・設備等の担当者は本項では評価対象としません。提案チームの特長である場合は技術提案書に記載ください。
実施方針	○提案チームの特長と業務の進め方について ・設計チームの業務体制 ・先導的開発事業の取り組みと設計検討の進め方 ○事業スケジュールと建設コスト等のマネジメントについて ・令和8年4月開校の実現に向けた検討課題 ・建設コスト及び維持管理コストを抑えるための検討課題
配置計画 建築計画	○配置計画・建築計画の提案 ・串本町に関する理解度と提案 ・これからの学校施設に関する理解度と提案 ・4つのテーマを対する考え方 ・地形や風土を活かした配置計画・建築計画の提案 ・他にはない独自性、独創性
概算設計費	・基本設計費・実施設計費及び測量・地質調査費

(4) 第二次審査

- ア 開催日時：令和4年8月2日（火）
- イ 審査場所：串本町役場
- ウ 審査方法：プレゼンテーション及びヒアリングをもとに、最優秀者、優秀者（次点）各1者を選定します。
- エ 説明方法：提案資料に基づきプレゼンテーションを行うものとします。新たな資料の作成、提出及び提示は認めません。
- オ 出席者：3名以内（機器類の操作者を除く）
- カ 結果通知：第二次審査参加者に文書で通知します。
- キ 審査講評：串本町ホームページ上で公開します。

(5) その他

- ・ 監理業務は本業務の評価の対象外とします。
- ・ 選定理由については公表しますが、提案者の得点等は非公表とします。
- ・ 審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては受け付けません。
- ・ 参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式12号）を提出してください。

6 参加資格

本業務への参加資格は、次に定める全ての項目を満たす者とし、設計共同体での応募はできません。下記の管理技術者及び主任技術者（総合）以外の担当に協力事務所を充てることは可とし、協力事務所は以下のカ、ク、ケ、コ、シは満たさなくて構いません。参加申し込み後、本資格を満たさなくなった場合は、応募資格を有しないものとし、応募は無効とします。

(1) 参加資格

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- エ 租税を完納していること。
- オ 公告の日から入札等の日までの間に、串本町入札参加資格審査会要綱及び串本町建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱による指名の停止に該当していないこと。
- カ 串本町の入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等関係）に登録されていること。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- ク 平成24年4月以降に延床面積2,000㎡以上の小学校または中学校（小中一貫校及び中高一貫校を含む）の新築工事の基本設計及び実施設計業務を完了した実績があること。
- ケ 建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であり、建築士法の規定に基づく建築士事務所の閉鎖期間中の者でないこと。
- コ 参加申込書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、一級建築士である管理技術者を配置できること。
- サ 本プロポーザルにおいて、他の参加者の協力事務所（設計業務を実施するうえで、業務の一部を再委託する設計事務所等をいう。）になっていないこと。

シ 下表の技術者をそれぞれ1名ずつ配置できること。

分担業務分野	業務内容	保有資格
管理技術者	建築設計業務委託契約書に基づき、業務の管理および統括を行う	一級建築士
主任技術者 (総合)	平成31年国土交通省告示第98号別添一第1項第一号ロ(1)の表中(1)総合	一級建築士
主任技術者 (構造)	同上(2)構造	構造設計一級建築士 または一級建築士
主任技術者 (電気)	同上(2)設備(i)電気設備	設備設計一級建築士 または建築設備士
主任技術者 (機械)	同上(2)設備(ii)給排水衛生設備、 (iii)空調換気設備	設備設計一級建築士 または建築設備士

ス 構造担当主任技術者、電気担当主任技術者、機械設備担当主任技術者は協力事務所からの配置を認める。

セ 管理技術者または主任技術者(総合)は全ての打ち合わせに必ず参加できること。

(2) 応募に関する制限

次の各項目に該当する者は、プロポーザルに参加できません。

ア 審査委員会の委員(以下「審査委員」という)。

イ 審査委員が属する企業、またはその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者。

(注)「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

ウ 審査委員及びその家族が主宰し、あるいは役員または顧問をしている営利団体に所属する者。

7 契約に関する事項

(1) 契約に関する協議

町は、最優秀者と契約に関する協議を行います。ただし、最優秀者と協議が整わない場合には、優秀者と協議を行います。

(2) 契約の締結

最優秀者からの概算見積書を基準とし、契約限度額の範囲内で随意契約により契約を締結します。

8 交付する資料等

書類および資料は全て串本町のホームページ上で交付します。

(1) 実施要領及び様式集

- ・実施要領（本文書）
- ・様式集（様式第1～第14号）
 - 第1号 参加表明書
 - 第2号 会社概要票
 - 第3号 業務実績調書
 - 第4号 配置予定技術者調書
 - 第5号 技術提案書等提出届
 - 第6号 守秘義務誓約書
 - 第7号 管理技術者調書
 - 第8号 主任技術者（総合）調書
 - 第9号 各担当及び協力事務所調書
 - 第10号 技術提案書
 - 第11号 設計費概算見積書
 - 第12号 参加辞退届
 - 第13号 現地説明会参加希望書
 - 第14号 質問書

(2) 資料

- ・資料1：計画概要書
- ・資料2：新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業 串本町応募書類（抜粋）

- ・資料 3：串本町学校施設長寿命化計画（令和 2 年度）
- ・資料 4：串本町第 2 次教育大綱
- ・資料 5：造成図・敷地図（DXF データは希望者に別途配布します）
- ・資料 6：平成 27 年地質調査資料（造成前）
- ・資料 7：設計業務仕様書

9 留意事項

（1）失格要件

- ・本業務期間中に、6 参加資格で規定する内容に抵触した場合。
- ・提出書類が規定に適合しなかった場合。
- ・提出書類及びプレゼンテーションにおいて虚偽の内容や説明があった場合。
- ・審査委員に対して故意に接触を求める行為を行った場合。
- ・所轄課の職員から不正にプロポーザルまたは選考に係る情報を得ようとし、または得た場合。
- ・提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選定委員会が失格と認めた場合。

（2）費用負担

- ・本プロポーザル業務に関して必要な費用は全て提案者の負担とします。

（3）使用する言語、通貨単位及び時刻

- ・応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。

（4）著作権

提案書類の著作権は、提案者に帰属します。ただし、町が本事業において公表等を必要と認める場合は、提案書類の全部または一部を使用できるものとします。また、契約に至らなかった提案者の提案書類については、町による審査過程等の説明以外の目的には使用しないものとします。

（5）特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっている事柄を使用等した結果生じた責任は、原則として提案者が負うこととします。

(6) その他

- ・本業務を受託した設計者（協力を受けるほかの設計者を含む）が、製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められた場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本業務に係る工事の入札参加、または、当該工事を請け負うことが出来ません。
- ・提出期限日以降における書類の差し替え又は再提出は認めません。また提出書類に記載した配置予定技術者は、病休、死亡または退職等極めて特別な場合を除き、変更することが出来ません。ただし、技術提案書提出時に配置予定技術者調書（様式4号）を再提出することにより、配置予定技術者を変更することは認めます。
- ・今後の社会情勢や財政事情の変化、そのほか不可抗力等により、事業計画等の変更又は中止をする場合があります。この場合は、参加者に対して串本町は一切の責任を負わないものとします。
- ・手続き及び提出書類に瑕疵があることが判明した場合には、審査委員会で審査を行い、瑕疵が重大または悪質であり、公平性、公正性を著しく損なう恐れがあると認められた場合は、串本町は本プロポーザルに係る決定事項を取り消すことが出来ます。